

新民叢報第二十三号にみる嘉納治五郎の教育思想

東憲一

一、はじめに

嘉納治五郎については、一連の拙稿「嘉納治五郎の研究の動向と課題」¹、「学校教育における嘉納治五郎」²、「熊本における嘉納治五郎とラフカディオ・ハーン」³、「嘉納治五郎と臨時教育会議」⁴、「嘉納治五郎と臨時教育会議」⁵、「臨時教育会議にみる嘉納治五郎の体育思想」⁶、「臨時教育会議における嘉納治五郎」⁷、「貴族院における嘉納治五郎」⁸、「嘉納治五郎再考」⁹において述べているように主に教育の面から検討を行ってきた。

嘉納治五郎（一八六〇年…万延元年—一九三八年…昭和十三年）は柔道の父、教育の父、スポーツの父であることはよく知られている。柔道についてはそれまでの柔術・柔をもとに講道館柔道を創始した。スポーツについては第一代大日本体育協会会長を務め、アジア初の国際オリンピック委員会委員として選出され、第五回オリンピック・ストックホルム大会（一九一二年…明治四十五年）に役員二名、選手二名の役員として参加した。また、国際オリンピック委員会において、一九三八年（昭和十三年）、第十七回オリンピック・東京大会の招致を成功させた。教育については、東京高等師範学校校長三期約二十六年を勤

めていたことを中心として、学習院教頭、第五高等中学校長、第一高等中学校長、文部省に長くかかわった。これらの他に私塾である嘉納塾等にかかわった。

これらの教育関係の他に、留学生教育にかかわったことはよく知られるところである。留学生教育は清国人留学生を対象とした宏文学院（一八九六年…明治二十九年—一九〇九年…明治四十年）において行われた。嘉納の留学生教育や宏文学院についての研究は酒井¹⁰、老松¹¹らを始めとして様々行われている。

嘉納に関する留学生問題について、新民叢報第二十三号、第二十四号余録に「支那教育問題」として嘉納の講話と留学生との対話が掲載されている。二十三号は講話を中心として、二十四号は留学生楊度との対話を中心とした内容である。二十三号の講話内容は嘉納の教育についての発言内容が多く所見できる。従来行ってきた嘉納研究は、嘉納の教育についての嘉納や日本人による資料を基にした考察が多いが、今回は、清国人・外国人が刊行した新民叢報二十三号に多く見られる嘉納の教育思想について、従前からの考察の結果を踏まえ、検討・考察を行うものである。

二 資料とその考察について

資料として、新民叢報（一九〇二年・明治三十五年—一九〇七年・明治四十年）の影印版（台北、芸文印書館一九六六）二十三号、二十四号余録「支那教育問題」について、日本語訳（本学卒業生小松宏一氏訳）された内容をもとにした。宏文学院や新民叢報についての研究は内外において様々行われているが、嘉納の教育思想との直接的な比較検討は見られない。嘉納の教育について検討を行ってきた拙稿（注の1から9を参照）や、その他の文献とともに今回は二十三号にみられる嘉納の教育思想について比較検討を行った。

三 本論

1 梁啓超について

新民叢報の主筆である梁啓超（一八七三年・明治六年—一九二九年・昭和四年）は清国における政治家、ジャーナリストとされる。日本に亡命後、新民叢報他の諸雑誌を刊行し、啓蒙活動にあたった。

2 楊度について

二十三号後半と、二十四号は嘉納と楊度（一八七五年・明治八年—一九三一年・昭和六年）との論議から成り立っている。楊度は政治家・学者とされる。楊度は清国人留学生として日本に留学し、宏文学院で学んだ後、法政大学及び早稲田大学の前身で

学んだ¹²。

3 新民叢報について

新民叢報（一九〇二年・明治三十五年—一九〇七年・明治四十年）は横浜において全九六号が刊行された。各号の内容は多岐にわたる。二十三号、二十四号余録は「支那教育問題」として、宏文学院における嘉納の講話と、嘉納と宏文学院留学生楊度との論議から成り立っている。二十三号は嘉納の講話が中心であり、二十三号後半は二十四号に続く楊度との論議が始まる。二十四号は主に嘉納と楊度との論議が中心である。

3-1 二十三号の余録「支那教育問題」の構成内容の概略

「光緒二十八年（一九〇二年）より日本は支那に代わり自ら教育を興すことを任とした。その翌年、文部省、外務省は協力して東京に宏文学院を創設し、支那遊学人を教育した。高等師範学校長嘉納治五郎がこれを主導し、中に教育の一科を設け、速成と普通の二部門に分けた。中国各省は速成師範学生を派遣したが、湖南省の十人がまず入学した。……そして各省の士大夫で教育目的で日本に遊学した者は湖南省の……楊度……らであった。……嘉納は支那のためにまさに教育を興さんとしていた。北京、江蘇、浙江、湖北、湖南等の省を歴訪し、その国政と民風を見て教育の本旨を定めたのであった」¹³。

このことについて、嘉納は明治三十五年七月二十一日から十月一六日まで約三ヶ月にわたって清国を視察している¹⁴。

「嘉納の帰国後、丁度、湖南速成師範生が満期帰国することになった。そこで嘉納は西曆十月二十一日、講演することとした。湖南省及各省の師範生が多く集合した。しかし、傍聴者は湖南の載展誠君、楊度君のみが来た」¹⁵

二十三号が刊行されたのが十二月一日であるから講演後間もない時期に嘉納の講演内容が掲載されたことになる。

十月二十一日の宏文学院での講演内容は、清国視察の帰国報告、清国視察の思いを述べてみたいと語っている。特に普通教育の目的について述べている。

十月二十三日の宏文学院での講演は実業教育について述べている。

4 一九二五年（明治三十五年）十月二十一日の講演内容について

「私は教育という問題のために貴国を訪ね今帰国しました。その視察により多少思うことがあり、今、湖南の師範諸君が帰国されるにあたり、少しく思いを述べてみたいと思うものです。教育の種類は様々なものがあり、普通・専門・実業・美術などですが、貴国の今日の情勢からみて最も急なるものは普通と実業の二種で専門・美術はその次になります。今はまず普通教育について話をしましょう。普通というのは専門の対立語です。また、専門のための基礎ということでもあります。まず、普通教育がなければいきなり専門に進むことは出来ません。理

科については特にそうです。（中略）普通教育のいかる所以は基本的に三つの意味があると思う。」¹⁶

4—1

「目的の一 道德教育（1）智識（2）智識と情（行為）の連携（3）習慣

智識というのは国民の心得と個人の心得をして深くその理を明らかにさせることである。（中略）（2）智識と情の連携というのはその行為が善であれば心は愉快であり、不善であれば恥じ恐れるということである。（中略）（3）習慣とは徐々にしみ込んでいくということであり、善をなして困難と思わないようにすることである。強制する必要はなく、自然にできるということである。この三者を徳育という。国民にこの徳育の根底が備わっていれば専門の学なくとも公衆の災、国家の害にならない。」¹⁷

4—2

「目的の二 智識（1）生活上必須の智識（2）高等教育の基礎（3）国には少数の高等智識の人と必ず多数の普通智識の人がいる。

（1）生活上必須の智識とは国民の高い学問を求めることができない者がこれを得て、充分に利用して自らの生活をはかるものである。嘉納氏はここまで話したとき、湖南師範生に問うて曰く、（中略）高等教育の根底の理について話してくれたまえ。師範生が語る。（中略）嘉納氏曰く国に少数の高等智識の人がお

り、また多数の普通智識の人がいる必要がある。そしてそれが

一つのものにまとまる必要がある。一人が知り、多数はぼんやりとしているのでは事は成らない。かくして普通の学問をもつて専門学の用に備え、これを助けるといふことになる。この三者を智育という。国民の智識程度が高ければすなわち国家の智識程度が高いことである。日本の人口は四千万あり、数としてはフランスに匹敵する。しかし、国税の額はこれに及ばず国民の学問はなお自然と人為の利を尽くすことができない。従つて国民の程度も及ばない。国家の程度も遠く及ばない。貴国は人口は四億ある。しかし、人々はその力を発揮できず、国力は日に衰えている。もし、他日、皆智育を得てその程度が高まればフランスに十倍する人数は国力もまた十倍に成育するであろう。これは教育上の法則により予測することができよう。」¹⁸

4—3

「目的の三 身体強健

ここでいう体育というのは国民をして労働に慣れさせるということである。健康ですばしこい者が大きい任務をしない国事に従事することができる。身体が弱いがゆえに精神がまとまらず、気力もなく、国事の進歩を阻害することがあつてはならない。国民にこの体育があれば国に政のおこたりなく、(中略)戦わずしても力を示すことが出来、強国の容がある。今日の世界は人種の競争である。これまた人種の一要件である。」¹⁹

「今すでに三目的の列挙を終えたので貴国に適する方法につい

て論を進めたいと思う。

徳育については孔子の道を用いるのがいいであろう。そして必ず学ぶ者にその精理を体得させて教科書とせねばならない。浅きより深いに入り、祖から精に入り、幼児及び児童に教えることである。ただ、世界の大勢を調べはかり、国民のよい性格を養成せねばならない。(以下略)

智育においては基礎が重要である。空理に走らず、実理を重んじなければならぬ。貴国ではこの方面の学問を知る人はきわめて少ない。もし、教育で徳育のみを重視するならばこのことは末のことになる。国民はただ国語の精神のみあつてこれを指示する芸術工商のことは人任せで自立の備えがない。もし、時勢の必要が急であり、しばし普通を学ばず、急ぎ専門をならうのはそれは便宜の方法ではある。しかし、普通が不足すると必ず様々な障害が出てきて普通を補い学ばなければならぬ。これは急がば廻れということである。(以下略)

体育は重文輕武の国にあつては他国に比して重大である。それによつて積弱の弊害を挽回して強健を回復せねばならない。貴国の人士は学問はやや優れるものの、身体はややおとろえ、国事を担当する気力もない。国家には何が重要か。こういう人は無用というものである。国民がこのようであれば、強い精神で国力を進め健全にすることは出来ない。今日の弱体はまたその所以である。今は速やかに文者は武をならい、武者は文をならい、互いに短所・長所を補いあつて、片や頭脳を開化し片や体力をつよくして重文輕武の風を逆転させ、全国皆兵の利を実行し、尚武の精神を養い、これを学問を以て支えるならば国が

どうして強くならないことがあるだろうか。今、学校はすべて体操を習わなければならない。武を軽視する書人はこれを兇戯とみるかもしれないが、これは一顧もせず、是非実行せねばならない。また、学校を多く作り、疾病を防ぎ、国民の成育を保たなければならない。」²⁰

4-4

「教員養成について

小学校の教員の養成が急務である。国民教育の根本はその創造による。(中略)教員は師範学校の卒業生を正式のものとする必要がある。しかし、師範の前に普通が必要である。そのあとに教育学を云々することが出来る。貴国は今これをを行うのは難しいだろう。中学校と師範学校を分けなくてその中間的な学校を作り、卒業生のある者は教員に、ある者は専門を勉強させるのもよからう。(中略)教育者は普通の学がないと確実に人を教えることが出来ない。また、普通を学んだ者も教育の方法に習熟することが出来ない。また、普通を学んだ者も教育の方法に習熟することが出来ない。また、普通を学んだ者も教育の方法に習熟することが出来ない。また、普通を学んだ者も教育の方法に習熟することが出来ない。また、普通を学んだ者も教育の方法に習熟することが出来ない。」²¹

「大学校は各専門の程度の非常に高いものいい、今貴国では各省で命令で大学を作ろうとしているが、私の考えではうまくいっても漢籍を学んだ者を取るのが関の山ではないかと思う。(中略)従って貴国でも他は大学を作らざるを得ないと思うが、今はしばし延期してもいいのではないだろうか。」²²

「専門では医学と法学の二つの専門学校はただちに作っていないだろう。(中略)まず、普通を学ばせるのも又容易だろうと思う。」²³

「法学は必ずしも普通学の準備を必要とはせずにただちに学ぶことが出来る。従って今、ただちに学校を建設し、人々に各国の政治体制と法制、経済に通じさせることが出来よう。」²⁴

以上のことは嘉納が清国視察を終えて宏文学院の清国人留学生に語った教育に関する内容である。

嘉納が清国視察に出かけたのは、一九〇二年(明治三十五年)七月のことである。嘉納四十三歳、高等師範学校長の時である。啓蒙雑誌「國土」の発行が明治三十一年十月であり、宏文学院における講話が、一九〇二年(明治三十五年)十月二十一日であることから「國土」に宏文学院での講話が掲載されているかについて検索したが掲載はみられなかった。ただし、「國土」第六卷第五十号(明治三十五年十一月十日)、同五十一号(明治三十五年十二月十日)巻頭に清国巡遊所感(一)、(二)として清国視察の感想が述べられている。特に清国巡遊所感(三)において官吏登用試験について所見を述べているが、宏文学院の講演と結びつくものはみられなかった。ただ「一国の学問の方法がその国の興廃に関する如何に大なるものかは容易に之を知るを得べし。我が国に於ける教育の方法の如きも今日一步を誤る時は……」と述べ、清国に於ける教育の状況を批判的に述べている。

従って、当時の嘉納は高等師範学校長であったことから嘉納

なりの教育理念をもとに校長としての教育にあたっていたことは当然のことであろう。嘉納の言説に関する資料目録としては田中らのに詳しいが²⁵²⁶、資料収集に課題が残り、今後の課題としたい。今回は嘉納の教育思想についての公的な集大成である臨時教育会議委員²⁷²⁸²⁹³⁰、貴族院議員³¹の発言から検討してみる。

臨時教育会議は一九一七年(大正六年)―一九一九年(大正八年)に行われたものであり。嘉委員として出席し、教育に関する様々な発言を行っている。これは嘉納が東京高等師範学校校長最後の在任期間にあたる。従って学校教育現場に於ける最後の発言と考えられる。貴族院議員は一九二一年(大正十年)―一九三八年(昭和十三年)の在任であるがこれも教育に関する様々な発言を行っている。貴族院における様々な教育に関する発言は臨時教育会議をもとにした発言と考えられるので、臨時教育会議の発言内容をもとに宏文学院十月二十一日の教育に関する発言内の比較検討を行う。

1 道徳教育について

嘉納は道徳教育について(1) 智識 (2) 智識と情(行為)の連携 (3) 習慣と述べている。臨時教育会議第三回総会一九一七年(大正六年)「小学校教育ニ関スル」審議において、

「……日本は教育勅語という教育、道徳という指針がありながらその方法を知らなし、現在の道徳の退潮を嘆いている。嘉納がここでいう道徳は、学校教育だけが道徳の場でなく、社会全体の勤労等を含めた道徳教育の必要性を唱えている」³²。

また、

「嘉納は臨時教育会議のかなり多くの発言部分で「道徳」についての内容を述べているが、狭い部分の道徳だけでなく、国民全体の道徳の指針について述べていることが特徴である」³³。

また、臨時教育会議において、高等普通教育や通俗教育においても「徳育」が必要であると述べている³²³³。

嘉納の啓蒙雑誌「國土」、「柔道」、「有効の活動」、「大勢」、「作興」等やその他の雑誌に掲載された道徳・徳育に関する内容は多数みられるが、「精力善用」、「自他共栄」に通じる道徳的な理念の基本は変わっていないと考えられる。今回の弘文学院における道徳教育に関する内容についてもその後の嘉納の道徳教育に関する理念と共通するものがみられた。

2 智識について

これらの内容についての解説も嘉納の啓蒙雑誌「國土」、「柔道」、「有効の活動」、「大勢」、「作興」等やその他の雑誌に掲載された内容によくみられるものである。また、「普通」ということは弘文学院のみならず各種啓蒙雑誌、臨時教育会議の発言、貴族院議員の発言によくみられる。これは、社会や智識として基礎的な習得の重要性を説いたものである。言い換えれば、社会的な常識、基礎的な学力、教養というものが専門教育の前提として存在することを主張したものであろう。

3 身体強健について

嘉納が講道館柔道を創始したのが一八八二年（明治十五年）二十二歳の時である。それ以前から柔道、すなわち身体運動の効果については意識していたと考えられる。この項については身体、健康は国家の用に結びつくとして述べている。臨時教育会議においても様々な体育に関する発言がみられる。嘉納は、体育の持つ価値は身体と精神であり、教育の目的である知育、徳育に相当するものであるとしている。その他の啓蒙雑誌や講演においても様々な視点から体育の効用について述べているが、弘文学院における講演においては国家ということを強調している点が見られた。

4 教員養成について

これについては一貫した師範学校や高等師範学校の立場を代弁したものと考えると考えられる。これらについては拙稿に述べたとおりである。弘文学院における師範教育に関する発言は嘉納の師範教育に関する理念の一部に過ぎない。

5 楊度の発言について

最後に楊度が質問して以下のように発言した。「我が国の教育についての普通と専門、緩急前後については先生の言われることについては皆当然のことで敬服するという程のことではありませぬ。そのやり方についてもつばら平和主義にありというのにはわかりますが、万やむを得ず和平主義をすて、激烈に走るというのが実情です。先生の学術的な眼で我が国を観察されたのでは、その社会的情勢について見通せないところがあるのであります。我が国のことについて分かっているものは皆

知っています」³⁴。楊度は清国の実情を話し、嘉納の理想論について反論している。嘉納は「君の言うことは重要なことだと思ふ。貴国の実情はそうかもしれない。しかし、これも時勢いかんということではないだろうか。この話は次回にしよう。その時君と論じ合おう。かくて各自散会した」³⁵。ここにおいて注目すべきは嘉納に対する反論である。当時の日本人において、嘉納に反論するなどということは考えられないことである。本論の趣旨ではないが、嘉納と楊度の議論について、嘉納の発言の変化に注目したい。

6 一九二五年（明治三十五年）十月二十三日の講演内容について

「高等実業は即ち専門である。必ず普通学の準備がなければならぬ。ただし、これは理論上の実業教育についてのことであつて、実際の実業教育については普通学の準備がなくてもよい」³⁶。実業教育について嘉納は臨時教育会議で発言しているが、働きながら学ぶということを主張して、普通学については触れていない。

三 まとめ

新民叢報第二十三号、第二十四号の余録「支那教育問題」において嘉納のことが取り上げられているが、嘉納の教育思想については二十三号に述べられている。その内容は主に（1）道徳教育、（2）智識（3）身体強健であるが、新民叢報にみ

られる嘉納の教育思想は、清国視察を終え、清国留学生を対象としたものであり、考慮しなければならない点もあるが、その後の嘉納の教育思想に通ずるものがあつた。二十四号における楊度との討論の分析は今後の課題としたい。

資料の提供をしてくださった、本学卒業生小松紘一氏に感謝します。本研究は日本武道学会第四十四回大会一般研究発表「新民叢報に見る嘉納治五郎の教育思想」——第二十三号について——（東憲一、飯島啓子）を加筆したものである。

注

- 1 東憲一 一九九二年、「嘉納治五郎研究の動向と課題」東京外国語大学論集、四五号・百二十九・百三十九頁。
- 2 東憲一 一九九五年、「学校教育における嘉納治五郎」東京外国語大学論集、五〇号・一・十二頁。
- 3 東憲一 一九九五年、「熊本における嘉納治五郎とラフカディオ・ハーン」東京外国語大学論集、五一号・百八十七・二百二頁。
- 4 東憲一 一九九六年、「嘉納治五郎と柔道、教育、スポーツのかかわり」東京外国語大学論集、五二号・百九十九・二百九頁。
- 5 東憲一 一九九六年、「嘉納治五郎と臨時教育会議」東京外国語大学論集、五三号・九九・百十三頁。
- 6 東憲一 一九九七年、「臨時教育会議にみる嘉納治五郎の体育思想」東京外国語大学論集、五四号・二十三・三十五頁。
- 7 東憲一、村田直樹 一九九九年、「臨時教育会議にみる嘉納治五郎」講

道館柔道科学研究会紀要、第八輯、十一・二十二頁。

- 8 東憲一 一九九七年、「貴族院における嘉納治五郎」東京外国語大学論集、六三号・九九・百十三頁。

- 9 東憲一 二〇〇二年、「嘉納治五郎再考」Symposium、Nr.17：45-54、ドイツ語学文学研究会編。

- 10 酒井順一郎 二〇一〇年、「清国人日本留学生の言語文化接触 相互誤解の日中教育文化交流」、ひつじ書房。

- 11 老松信一 一九七六年、「嘉納治五郎の中国人留学生教育」日本武道学会第八回大会研究発表抄録

- 12 前掲書（注10を参照）

- 13 小松氏訳文より。

- 14 嘉納治五郎 一九九八年、「一九〇二年（明治三十五年）七月二十一日、公命をもって、清国視察のため、新橋出発。七月二十三日清国に着く。十月十六日帰国」講道館監修「嘉納治五郎体系第13巻」本の友社。

- 15 前掲書（注13を参照）
- 16 前掲書（注13を参照）
- 17 前掲書（注13を参照）
- 18 前掲書（注13を参照）
- 19 前掲書（注13を参照）
- 20 前掲書（注13を参照）
- 21 前掲書（注13を参照）
- 22 前掲書（注13を参照）
- 23 前掲書（注13を参照）
- 24 前掲書（注13を参照）
- 25 田中洋平、石川美久 二〇〇九年「嘉納治五郎の言説に関する資料目録（一）」——『嘉納治五郎体系』未収録史料（明治期）を中心に——、

- 武道学研究、第四二号―三三―二四六頁。
- 26 田中洋平、石川美久 二〇一一年、「嘉納治五郎の言説に関する資料目録(2)」―『嘉納治五郎体系』未収録史料(大正期)を中心に―、武道学研究、第四三―二二号、二五―四〇頁。
- 27 前掲書(注5を参照)
- 28 前掲書(注6を参照)
- 29 前掲書(注7を参照)
- 30 海後宗臣編 一九六一年、「臨時教育会議の研究」東京大学出版会。
- 31 前掲書(注8を参照)
- 32 前掲書(注5を参照)
- 33 前掲書(注5を参照)
- 34 前掲書(注13を参照)
- 35 前掲書(注13を参照)
- 36 前掲書(注13を参照)